

一般販売抽選会

申込資格

- ①申込者が契約者、登記名義人と同一であること。
(共有名義の場合は、共有者の1人であること)
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員でないこと。
- ③土地の転売を目的としない者であること。

申込方法

抽選参加申込書に必要事項を記入し押印の上、郵送または直接組合事務所に申し込みください。

* 1世帯1筆(区画)の申込みとなります。

* HPにも抽選参加申込書様式があります。

申込期間

平成25年4月8日(月)～4月19日(金) 午前8時30分～午後5時15分

* 土・日・祝日を除く

申込場所

田原浦片土地区画整理組合事務局(田原市役所 街づくり推進課 北庁舎 2F)

抽選会

平成25年4月21日(日) 午前10時 田原市役所 大会議室(北庁舎1F)

- ①抽選は公開で行います。参加者は当選保証金10万円を用意してご来場ください。
* 当日ご本人が来れず、代理人が抽選会に参加する際には、委任状を提出ください。
* 当日ご本人、代理人とも欠席の場合は、抽選会に参加できませんのでご了承ください。
- ②抽選申込みのなかった宅地については、抽選会終了後受付を行います。
* 補欠者が申込みされた場合は、補欠の権利はなくなります。

ご了解事項

- ①用途：第一種低層住居専用地域
- ②壁面線：建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とします。
- ③建ぺい率：10分の6を超えてはいけません。
- ④容積率：10分の10を超えてはいけません。
- ⑤高さ制限：10m
- ⑥区画：現状の変更は、原則禁止とします。
- ⑦垣・柵：生垣、フェンス、鉄柵等とし、ブロック塀等については、敷地地盤面から50cmとします。ただし、片袖2.4mまでの門柱はつくることができます。
- ⑧電柱等：NTT西日本(株)又は中部電力(株)と賃貸借契約を締結していただきます。
- ⑨その他：ア. 電柱及び支線の位置、最終汚水柵、地盤高、水道メーターBOX、道路標識等の位置は変更できません。
イ. 建物建設に際し必要に応じて地盤調査を行い、地盤改良又は対策をして下さい。

当選から土地引渡しまで

◆抽選日

H25.4.21

抽選当選

- ・抽選日に**当選保証金10万円**をその場でいただきます。
⇒組合受領確認
- ・保留地売却決定通知書交付
- ・土地売買契約書交付（2通）

◆契約保証金

H25.5.1 まで

- ・**契約保証金として契約額の10%（当選保証金を含む）**を振込んでいただきます。
⇒振り込んだ時には組合までご連絡ください。
⇒契約日時を決定します。

◆契約

H25.5.1 まで

- ・契約書2通、印鑑（実印）、印鑑証明、収入印紙代を持って、田原市役所街づくり推進課までお越しください。
- ・振込み処理の都合上、組合が振込みを確認できない場合は、振込んだことが分かるものをお持ちいただきます。
例：通帳・振込受付書（金融機関発行）

◆残金支払

H26.3.31 まで

- ・**残金を供用開始日までに**振込んでいただきます。
*契約日以降から平成26年3月31日までの間であればいつでも結構です。

◆供用開始

H26.4.1

- ・残金支払いを確認のうえ、土地引渡通知書をお渡しします。
- ・**住宅を建てることができます。**

◆登記

H28 年度予定

- ・確定測量により、わずかな面積誤差が発生し土地料金の受渡しが発生することがあります。
- ・登記料は不要です。（組合にて登記）
- ・登記までは組合保留地台帳にて管理されます。

お問い合わせ

田原浦片土地区画整理組合（田原市役所 街づくり推進課内）

住 所：〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電 話：0531-23-3523 FAX：0531-22-3811

メール：urakata@city.tahara.aichi.jp

H P：<http://tahara-urakata.idct.org/> お気軽にお問い合わせください。